

電気通信大学における公的研究費の不正に係る調査の手続き等に関する取扱規程

平成19年 4月11日

改正

平成20年 4月 1日

平成26年 2月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学（以下「本学」という。）が管理する公的研究費において、不正が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、運営費交付金対象事業費、奨学寄附金、共同研究、受託研究及び競争的資金等をいう。
- (2) 「競争的資金等」とは、国又は国が所管する独立行政法人等から配分される公募型の研究資金をいう。
- (3) 「不正」とは、研究費の不正な使用をいう。

(不正使用に対する通報)

第3条 何人も、競争的資金の不正の疑いを発見したときは、名を明かすことを原則として、電話、FAX、電子メール、書面、面談により、不正が疑われる研究者等（以下「研究者等」という。）の不正の態様等を通報することができる。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は公益通報受付担当者とする。

(不正調査委員会の設置)

第4条 学長は、監査又は通報により、不正が疑われる情報を知り得たときは、速やかに不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して事実関係を調査しなければならない。

2 調査委員会は、学長が指名する次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事又は職員
- (2) 不正が疑われる研究者等の所属部局等の長
- (3) 教育研究評議員 2名
- (4) 総務課、財務課及び研究推進課所属職員 若干名
- (5) その他特に必要と認める者 若干名

3 学長が必要と認めるときは、前項第1号の者を2人指名し、そのうちのひとりを第4条の3に定める副委員長とすることができる。

(委員長)

第4条の2 調査委員会に委員長を置き、前条第2項第1号の者をもってあてる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。
(副委員長)

第4条の3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、前条第3項の者として、その職務を代行する。

(調査の実施)

第5条 調査委員会は、次の各号の手順に従い調査を実施するものとする。

- (1) 研究者等及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の収集、分析
- (3) 支出の相手方業者からの事情聴取、各種伝票の収集、分析
- (4) 本学及び資金配分主体の使用ルールとの整合性の調査
- (5) その他必要となる事項の調査

(調査への協力等)

第6条 研究者等は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 研究者等は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査結果の報告)

第7条 調査委員会の委員長は、調査が完了したときは報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに学長に報告しなければならない。

2 前項の報告書は、研究者等が事実として認めたものでなければ、提出してはならない。

(措置)

第8条 学長は、前条の報告に基づき、不正があったと認めたときは、その調査結果を資金配分主体に報告しなければならない。

2 学長は、前項による報告の結果、当該資金配分主体から不正に係る資金の返還命令を受けたときは、研究者等から当該額を返還させるものとする。

3 学長は、不正の内容に応じ電気通信大学就業規則等に基づく懲戒処分等の適切な措置を講ずるものとする。

4 学長は、前条の報告に基づき、不正があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第9条 第4条の定めにより設置した調査委員会の調査によって、当該通報が悪意（研究者等又は本学に不利益を与えることを目的とする意志をいう。）によるものと認められたときは、学長は、当該通報者に対し、懲戒処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(通報者の保護等に関する他の規程の準用)

第10条 通報者の保護等に関しては、国立大学法人電気通信大学公益通報者保護規程第12条及び第13条並びに第14条の規定を準用する。

(雑則)

第11条 この規程に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月11日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日の前日において、改正前の第4条第2項第4号の規定により研究協力課所属職員として現に調査委員会委員である者については、改正後の第4条第2項第4号の規定による研究推進課所属職員として調査委員会委員とする。